

# 鳳鳴会基金管理規程

(平成 11 年 5 月 15 日制定)

(平成 22 年 5 月 10 日改訂)

第 1 条 この規程は、会則第 18 条に基づき、秋田県立大館鳳鳴高等学校鳳鳴会基金  
(以下「基金」という。)の管理および運用について定める。

第 2 条 基金は、一般会計の積立金および寄付金等をもって積み立てる。

第 3 条 基金は、会長名義で有利な運用を図り、その利息は、一般会計の収入に繰り入れる。

第 4 条 本会の目的達成のため、基金の取り崩しが必要なときは、理事会の承認を得るものとする。

第 5 条 積立金の決算は、監査を受けなければならない。

2. 会長は、前項の決算および監査結果を総会に報告し、承認を得なければならない。

附 則 この規程は、平成 22 年 5 月 10 日から施行する。